

学校法人長沼スクール
学納金 納付・返金規程

1. 目的・対象

この規程は、学校法人長沼スクールのホームページに掲載されている、選考料、入学金、授業料、施設利用料（施設費）、教材費等、および、特別クラス費、基礎科目授業料、大学院進学指導授業料、日本語能力試験対策授業料、などの費用を、入学希望者及び在校生が納付する場合、ならびに納付した費用を返金する場合の基準として定める。

長沼日本語オンラインコースについては長沼日本語オンラインコース規約に、プライベートレッスンについては、プライベートレッスン規約に、それぞれ定めるのでそちらを参照のこと。

2. 納付金の納入

納付金は、請求書に記載の期日までに納入する。

納付金は、授業への出席の有無にかかわらず納入する。

納付金は、入学時に1年を超える納入を求めないこととする。

3. 納付金の返金

- ① 在留資格認定証明書の交付前に在留資格認定証明書の申請を取り下げた場合、選考料は返金しない。
- ② 在留資格認定証明書が不交付になった場合、選考料を除く全納付金を返金する。
- ③ 在留資格認定証明書の交付後、選考料以外を納付前に入学キャンセルした場合、選考料は返金しない。
- ④ 在留資格認定証明書は交付されたが、入国査証（ビザ）の申請を行わず、不來日の者は選考料と入学金を除く全納付金を返金する。その際、納入者は入学許可書、在留資格認定証明書の返却の義務がある。
- ⑤ 在外公館で入国査証（ビザ）の申請をしたが、認められず、來日できなかった場合、選考料と入学金を除く全納付金を返金する。その際、納入者は入学許可書の返却と在外公館において査証が発給されなかったことを示す義務がある。
- ⑥ 入国査証（ビザ）を取得したが、來日以前に入学を辞退した場合、選考料と入学金を除く全納付金を返金する。その際、納入者は入学許可書の返却の義務がある。

- ⑦ 入国査証（ビザ）を取得し、来日し、入学日以前に入学辞退した場合、選考料と入学金を除く全納付金を返金する。納入者は入学許可書を返却する義務がある。
- ⑧ 入国査証（ビザ）を取得し、来日し、入学したが、入学日以降に入学辞退した場合、中途退学と同等とみなし、選考料と入学金、および既に開始された学期の授業料、施設費、教材費等は返金しない。ただし、入学辞退日以降の未だ開始されていない学期の授業料、施設費、教材費等は返金する。
- ⑨ 単学期プログラムまたは長期コースに在学し、次学期も継続予定であったが、学期の開始2週間前までに辞退した場合、納入した未だ開始されていない学期の授業料、施設費、教材費等を返金する。
- ⑩ 単学期プログラムまたは長期コース入学予定で、未だ開始されていない学期の開始2週間前までに入学辞退した場合、選考料と入学金を除く全納付金を返金する。
- ⑪ パンデミック等、当法人の責に抛らない理由により、オンライン等を活用した授業となった場合は、上記①～⑥に関わらず、いっさいの納付金の返金または減額はしない。退学の場合には「4. 退学による納付金の返金」に従う
- ⑫ 納付金の返金に伴い送金手数料が発生する場合、その送金手数料は納入者負担とする。

4. 退学による納付金の返金

返金しない。但し退学届けが提出された時点で、未だ開始されていない学期の授業料、施設費、教材費等は返金することがある。

5. 懲戒による退学の場合における納付金の返金

学則に定められた懲戒による退学の場合は、いっさいの納付金を返金しない。

6. 本規約は日本文を原文とし、日本語以外の言語による参考翻訳がある場合もすべての解釈は日本文の原文にて行います。

7. 附則

この規程は 2021 年 10 月 1 日より適用される。

この規程を 2024 年 4 月 23 日から改定する（改定箇所 5.）

この規程を 2025 年 7 月1日から改定する（改定箇所 1. 2. ⑧⑨⑩⑪⑫ 3. 4. 5.）